

【若手研究者スタートアップ制度 募集要項（2023年度 秋公募）】

«趣旨»

日本学術振興会特別研究員（以下、特別研究員とする。）採用者またはそれに準じる者（採用に至らずとも審査において高い評価を受けた者）が研究を継続し、研究者としてのキャリアを踏み出すための支援を目的として、対象者を関西学院大学（以下、本学とする。）において特別任用助教として雇用する。

加えて、雇用期間中は授業を担当することとし、教員としての教育面のトレーニングを積むことで、将来大学の専任教員として採用される資質を身につける機会とすることも目的とする。

«応募資格»

以下の応募資格のすべて（②、③はいずれかの一方）を満たしていること。

- ① 雇用時において、本学大学院の博士の学位を有すること。
- ② 応募時において、特別研究員【DC1・DC2・PD（SPD および CPD を含む）・海外特別研究員】に採用され、採用期間終了後 3 年以内であること。
※本学で博士学位を取得後、PD・海外特別研究員採用時に他大学等を受入研究機関としていた者も含む。
- ③ 応募の 1 年以内に、特別研究員 PD に申請し、その結果、書面審査通過後不採用もしくは書面審査不採用者のうち審査結果の『おおよその順位』が A 区分であること（辞退した者も含む）。
- ④ 過去に本制度により雇用された実績がないこと。

※本制度での雇用後、他種別の特別研究員に申請することは妨げない。

※他種別の特別研究員の採用終了後、再度本制度へ応募することは妨げない。

«職名»

特別任用助教

«所属»

推薦学部・研究科の所属とする。

（原則として、博士課程後期課程で在籍していた研究科もしくは特別研究員採用時の受入先とする。）

«任期»

1 年間（業績により更新を判断し、雇用期間が通算 3 年に達するまで更新可能とする。）

※ 採用日の 6 か月前から採用日までに、学校法人関西学院に雇用されている方又は雇用されていた方には「有期労働契約における契約年限に関する規程」が適用され、任期が制限される場合があります。

«採用時期»

2024 年 4 月

«年俸・待遇等»

年俸 400 万円程度（詳細は「特別任用助教の待遇等に関する取扱要領」参照。）

別途、個人研究補助費 年額 35.5 万円を支給する。

«職務・要件»

- ① 本学所属学部・研究科において、授業を担当すること。なお、責任時間は週4時間とする。
- ② 所属長が要請する業務（※）に従事すること。
※（例）定期試験監督業務、入学試験監督業務、学部・研究科の研究会運営に係る業務、その他、担当授業科目の運営に係る会議出席など
- ③ 研究代表者として科学研究費助成事業に申請すること。なお、採択された場合は再度の申請は義務付けない。
- ④ 各任期終了時、指定された期日までに、所属長を通じて学長に活動報告書を提出すること。
- ⑤ 科研費以外の競争的外部資金への申請を積極的に検討し、研究者としての研鑽を積むこと。
- ⑥ 必要に応じて日本学術振興会海外特別研究員制度に申請し、海外での経験を積むこと。
- ⑦ 雇用期間中、常勤職およびそれに準じる職に就いた場合には、雇用契約を終了する。

«雇用»

原則として、応募資格を満たし、所属長より学長に推薦された者は雇用する。

«応募書類»

- ① 申請書（指導教員と相談のうえ、所属希望学部・研究科を明記すること。）
- ② 履歴書 1部（写真貼付、所定様式）
- ③ 教育研究業績書 1部（所定様式；査読の有無を明記のこと。）
- ④ 特別研究員申請時の申請書（写）

【応募資格②に該当する者のみ】

- ⑤ 特別研究員採用時の採用証明書（写）
- ⑥ 特別研究員研究報告書（写）*（毎年度末および採用期間終了後に日本学術振興会に提出したもの。）
*特別研究員採用途中の者は、採用期間終了時に日本学術振興会へ提出すると同時に申請書提出先へ提出すること。

【応募資格③に該当する者のみ】

- ⑦ 特別研究員電子申請システム上の審査結果の画面コピー
*書面審査不採用者は、審査結果詳細の『おおよその順位』が記載されている画面も添付すること。

«応募期限»

2023年10月31日（火）必着

«申請書提出先»

所属希望学部・研究科

«本件に関する問い合わせ先»

関西学院大学 学長室大学院課

0798-54-6100